

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

令和3年5月審査分

令和3年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

| 保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名 | 被保険者番号 被保険者氏名 | 種別 | サービス 提供年月 | サービス 種類 | サービス 項目等 | 単位数 特定入所者介護費等 | 事由 | 内 容 | 備 考 |
|-------------------------|--------------------|----|--------------|------------|-------------|------------------|----|----------------------------|------|
| 990000 △△市 | 0000000001 かこ 知 | 請 | R3.4 | 17 | | 1,350 | B | 様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済 | ANN4 |
| 990000 △△市 | 0000000002 かこ ジ | 請 | R3.4 | 11 | | 1,450 | B | 様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済 | ANN4 |
| 990000 △△市 | 0000000002 かこ ジ | 請 | R3.4 | 11 | | 1,450 | B | サービス種類：支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要 | ANNM |

内容・・①ANN4 様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済
②ANNM サービス種類：支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要

ANNMエラーはANN4エラーとセットで出力されます。

原因・・①ANN4 前月以前に同じ介護給付費を請求し、支払が完了されている請求明細書がある場合にこのエラーが発生します。主な原因として以下のことが考えられます。

- (1) 既に請求支払が終わった請求明細書を、請求していないと思って月遅れで請求した場合。
- (2) 既に請求支払が終わった請求明細書の請求間違いに気づき、取下げ（過誤）の手続きをしないまま、再請求した場合。
- (3) 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した場合。

②ANNM 前月以前に同じ介護給付費を請求し、給付管理票と突合審査を行った結果全額マイナス（0決定）しているのに再請求した場合。

対応・・①(1)の場合、既に請求支払が終了していますので、再請求する必要はありません。

①(2)の場合、請求明細書の取下げ（過誤）の手続きをして、介護給付費過誤決定通知書で過誤になったのを確認後、再請求をして下さい。

通常は取下げ（過誤）依頼をしてから介護給付費過誤決定通知書に載るまで2～3ヶ月かかります。

①(3)の場合、正しい保険者番号、被保険者番号等を入力（記入）した請求明細書を再請求します。

②ANNMの場合、過去の審査で決定した請求明細書に誤りがなければ、再請求する必要はありません。該当利用者の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡をして、給付管理票を「修正」で国保連合会へ提出するように依頼して下さい。



ポイント！ エラーコード=ANN2は当月審査分における重複、エラーコード=ANN4、ANNMは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。